令

條

◇鳥取縣條例第七號

地方自治法第八條の規定の施行に關する條例を次のよう に定める

昭和二十三年二月十三日

鳥取縣知事

愛

第 べき普通地方公共関体の都市的施設及び都市としての 地方自治法第八條の規定の施行に關する條例 地方自治法第八條第一項の規定による市となる

要件は、左の通りとする

都市的施設

一)警察署、税務署又は鐵道驛等の官公署があるこ

(二) 公營事業による上水道施設があるこ

鳥取膝公報 矢金 曜日愛行 (時へ翌日

昭和二十三年二 百 Ξ 日 金

圖書館及び劇場等の教育文化施設が

(三)高等學校。

(四)病院又は診療所等の衞生施設及び社會厚生施設 あること。

が完備していること。

(五)銀行及び主要の會社又は工場があること。

都市としての要件

大部分が都市計畫法第二條にいう都市計畫區域

であること。

)。住民の婚税力及び當該普通地方公共團体の財政 と9
カが市としての財政需要に應じ得る見込があるこ

(三) 電信、電話及びラジオ等通信機關の利用が活潑

であること。 地方自治法第八條第二項の規定による町となる

べき普通地方公共圏体の要件は、 左の通りとする。

ガー三日

第 千 八 百 日 八 二 百 年 7.7

京三種郵便物認可) 別和四年四月十五日

(第三種郵便物認可)

人口四千以上を有すること。

してい 助産婦名簿より次の者を取消した

昭和二十三年二月十三日

鳥取縣知事 西

治

本籍地 西伯部高麗村大字安原百四拾六番地 愛

00815

月十日助産婦名簿より取消す 昭和二十三年二月五日滋賀縣へ轉出により

同年二

◇鳥取縣告示第五十四號

明治三十九年二月二日生

基準に達する見込が確實であるときは、

これを町とす

ることができる

前項各號の基準に該當しなくても、

その差が僅少であ

同一世帶に属する者の敷が、全人口の六割以上であ

る區域内に在る戶數が全戶數の六割以上であること。

當該普通地方公共團体の中心市街地を形成

商業その他都市的業態に從事する者及びその者と

つて、工業、

観光その他諸般の狀勢からして近くその

助産婦名簿に次の者を登録した。 昭和二十三年二月十三日

第三條

この條例における人口は、

官報で公示された最

近の人口による。

本籍地 西伯郡春日村大字東八幡二七四

鳥取縣知事

愛

治

現住所及開業地

昭和二十三年二月三日第一、二四七號

大正十四年一月五日生

示

この條例は、

昭和二十三年一月一

一日から、

これを適用する

鳥取縣告示第五十三號

本籍地 現住所及開業地 島根縣八東郡法吉村大手比津一四五 米子市立町三丁目二五

昭和二十三年二月三日第一、二四八號

住田延壽方

現本難地

東伯郡由良町大字大谷一、二七

現住所及開業地

婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年二月三日 本」を「大西」に並びに本籍地變更により助産 昭和二十二年十月二十四日婚姻により前姓

大

枝

大正十三年二月三十日生

明治二十九年三月二十五日生

◇鳥取縣告示第五十五號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した

昭和二十三年二月十三日

岡山縣都窪郡菅生村大字禾位庄一、 烏取縣知事 0.5

現本籍地

東伯郡北谷村大字森二一〇 東伯郡北谷村大字森一四四ノ

前本籍地

現住所及開業地

現住所及開業地 前住所及開業地 米子市加茂町一丁目三五 日野郡根雨町七三〇

昭和二十三年一月七日住所並びに開業地變更に

簿訂正方願出たので昭和二十三年二月三日訂正 を「岡部」に並びに本籍地變更により助達婦名 昭和二十二年十二月一日婚姻により前姓「杉本

大正十二年七月十五日生

より助産婦名簿訂正方願出たので同年二月三日

世

大

大正四年一月三日生

東伯郡下北條村大字弓原六四八

昭和二十三年二月十三日

过新

鳥取縣公報 第千八百八十二號 前本籍地

(第三種郵便物認可)

Ξ